

国立市生活保護行政等運営審議会

日時：2026(令和8)年2月19日(木) 18:30

場所：F S X アリーナ 2 階 会議室

次 第

1. 開 会
2. 健康福祉部長より挨拶
3. 会長の互選（確認）について
4. 審議会の設置について
5. 令和6年度国立市生活保護行政等運営審議会答申を受けて
6. 国立市による次年度の取組みについて
7. 各委員からの意見
8. その他
9. 閉 会

【配布資料】

- （総括資料1）令和7年度生活保護行政等運営審議会
- （資 料 1）令和7年度国立市福祉事務所 実施方針
- （資 料 2）法第77条の2・カウンセリング費用支給実績
- （資 料 3）令和7年度研修予定表
- （資 料 4）令和7年度合同研修関連資料
- （資 料 5）年末年始困りごと相談会関連資料
- （資 料 6）医療扶助検討会の概要と検討結果
- （資 料 7）援助方針会議関連資料
- （資 料 8）生活保護利用者アンケート関連資料
- （参考資料1）国立市生活保護行政等運営審議会条例
- （参考資料2）国立市生活保護行政等運営審議会設置の経緯

【出席委員】

会長	池谷 秀登	委員	木下 武徳
委員	芝崎 勇介	委員	池田 希咲
委員	新保 美香		

次第1【開会】

○事務局 それでは定刻になりましたので、これより令和7年度国立生活保護行政等運営審議会を開会いたします。

次第2【健康福祉部長より挨拶】

○事務局 それでは健康福祉部長よりご挨拶をさせていただきたいと思います。

－ 健康福祉部長より挨拶 －

○健康福祉部長 健康福祉部長の大川でございます。令和6年度ですが審議会の皆さんから私ども市へ答申を頂いた以降、令和7年度ですが市としましてケースワーカーの増員、業務分担の調整、訪問を含みます業務の進捗管理、ツールの活用など担当課長の下で、ケースワーカーも事務方も一丸となって取り組んでまいったということでございます。皆様のご協力もありまして、生活保護担当のみではなくて、健康福祉部、子ども家庭部、福祉部門に配属された新任職員が一堂に会して行う研修なども手づくりでやってきた、さらに充実してきたと感じております。私どもの現場は、ケースワークにおいても事務においても日々悩ましいことがどうしても生じる、生じやすい部署だと言えます。ですので、日頃からケースワーカーと事務方が協力体制の中で利用者支援を進めていくということがとても大事だと考えてございます。こうして審議会の皆様からご指摘いただきながら業務を見直していくプロセス自体がやはり必要だと考えてございます。令和8年度に向けましては、DXによる業務の効率化あるいは最高裁判決の事務処理の課題などもございます。限られたマンパワーの中で利用者の皆さんの自立に向けてどのように具体的な支援を行っていくかがまさに私どもに問われているということでございます。詳細は今回の審議会の資料の中にもございますが、ぜひ皆様で闊達なご議論、ご意見を賜りながら今後の市の生活保護行政が利用者の皆様や市民の皆様の役に立つしっかりとしたものになるように反映していきたいと考えてございますので、どうぞ本日は皆様よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。大川ですがその後の公務関係で退席させていただきますので、ご了承いただければと思います。

○健康福祉部長 では皆様よろしくお願いいたします。

次第3【会長の互選について】

○事務局 では続きまして、次第の3番、会長の互選についてです。国立市生活保護行政等運営審議会条例第5条第1項において、委員の皆様の互選により会長を選出することになっております。前年度までの審議会では池谷委員が会長を務めていただいております、会長が不在の際の会長代理については木下委員に務めていただいております。審議会の委員の任期は2年であり、今年度任期の更新がありましたので、改めて会長及び会長不在時の職務代理者を設置させていただければと思います。特に皆様からご異議がなければ、前年度同様、池谷委員に会長、木下委員に会長代理をお願いすることとしたいと事務局としては考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○事務局 ありがとうございます。ではご異議なしとします。それでは、会長の池谷委員に一言ご

挨拶いただければと思います。

○**会長** 会長に選任されました池谷です。よろしくお願いいたします。

この会は国立市の不適正な事務処理ということから始まりましたが、その後いろいろな事務をはじめとした改善が進んで、市民から信頼される生活保護行政にやはりなりつつあるのではないかと思います。なりつつあるというのは、やはり完全なものというのはありませんし、その都度いろいろな課題がありますので、それを見ながら改善をしていく、この会もその役に立てれば良いかと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行をさせていただきたいと思います。

まず、会議に入る前に配付資料の確認を事務局の方でお願いいたします。

○**事務局** はい。それでは皆様お手元にご配付させていただきました資料をご覧いただければと思います。

－ 事務局より配付資料の確認 －

【配付資料】

(総括資料 1) 令和 7 年度生活保護行政等運営審議会

(資 料 1) 令和 7 年度国立市福祉事務所実施方針

(資 料 2) 法第 77 条の 2・カウンセリング費用支給実績

(資 料 3) 令和 7 年度研修予定表

(資 料 4) 令和 7 年度合同研修関連資料

(資 料 5) 年末年始困りごと相談会関連資料

(資 料 6) 医療扶助検討会の概要と検討結果

(資 料 7) 援助方針会議関連資料

(資 料 8) 生活保護利用者アンケート関連資料

(参考資料 1) 国立市生活保護行政等運営審議会条例

(参考資料 2) 国立市生活保護行政等運営審議会設置の経緯

配付資料は以上となりますが配付漏れもしくは印刷が片面しかないなど、資料に問題のある方いらっしゃいますでしょうか。大丈夫ですので、資料の確認は以上とさせていただきます。

次第 4 【審議会の設置について】

○**会長** では、次第 4、審議会の設置について検討したいと思います。本審議会は令和 2 年度までの調査検証委員会から開始しました。改めて本審議会の公開並びに会議録の扱いと今後の会議運営について、皆様のご承認を頂きたいと思います。詳細については事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** ありがとうございます。それでは、資料の最後についておりました参考資料 1、2 をご覧いただきながらご説明させていただければと思います。本会議における取決め事項について事務局の方からご説明させていただきます。会議の基本的な事項につきましては参考資料 1「国立市生活保護行政等運営審議会条例」に記載されているとおりとなっております。また、委員会設置の経緯につきましても、参考資料 2「運営審議会設置の経緯」のとおりになっております。ご承認いただきたい点としては、次の 4 点となります。

1 つ目、会議は原則公開とすること。

2つ目、会議内容を録音して会議録として残すこと。

3つ目、会議録は市のホームページ等にて公表すること。

4つ目、審議会中、記録のため写真を撮影することがあること。

以上4点でございます。

○会長　今、事務局からお話がありました会議の原則公開、録音し会議録として残すこと、ホームページ等で公表すること、写真撮影があること、以上についてご異議ございませんか。

(異議なし)

よろしいですか。はい、それではそのように進めていきたいと思います。

次第5【令和6年度国立市生活保護行政等運営審議会答申を受けて】

○会長　では次に、次第5、令和6年度国立市生活保護行政等運営審議会答申を受けてについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、配付いたしました資料のうち、審議会の全体的な資料である総括資料1に沿って説明させていただきます。

この総括資料の途中で別紙資料の説明がございます。資料の説明についても続けて行いますので、まずは1枚おめくりいただき、総括資料2ページをご覧ください。令和7年度生活保護行政等運営審議会開催にあたりというところでご挨拶をさせていただいております。先ほど、部長の大川からも話がありましたが、ケースワーカーと査察指導員を中心に組織全体で業務の効率化等を行いつつ、それだけではなく実施方針を全体で共有するというところを行いました。初めての試みとして、実施方針をホームページで公開しております。やはり市民の方の目にいつでも入るものというかたちで公開しておりますので、公開する以上、全職員が自分たちはどういう実施方針で業務をしているかということを知るということで係会議において読み合わせを行いました。

次に大きな変化として、今回のこの審議会の運営の変化が挙げられます。これまで委員の皆様もご承知のとおり、課長、課長補佐中心で資料作成・運営をしていましたが、昨年度から組織全体で主体的に審議会に関わることを目指し、査察指導員も資料作成を行ったほか、今日も来ていますがケースワーカーが多くが傍聴するかたちにしております。今年度は、事前資料の準備等を査察指導員が中心で行っております。ケースワーカーにも事前にこういったことをこの審議会でも議論して欲しいかということをお願いし、資料にも盛り込んでおります。

ただ、病休の職員がいることでどうしても業務が負担になっていたことがあります。昨年度の審議会ですべての職員がやりたいですと言ったことについて、できていないことも多くありますが、その点についてもご検証いただければと思います。

続いて、3ページ目、はじめにというところです。ケースワーカーの声と書いてありますが、こちらが今回の審議会開催にあたってケースワーカー自身が審議会から意見を聞いてみたいことを査察指導員が中心になってケースワーカーそれぞれが書いております。取組みの①について、書類の電子化、予定の共有化、窓口に来る人用の共有ボックスを作ったりというところがあります。②について、今困っていることやこういったときどうしたらいいんだろうということをいくつか書いてもらっております。この辺りを委員からもご意見いただければと考えております。

続いて、予定の共有化について。どういうふうに行っているかという画面を入れているんですが、グーグルカレンダーを利用して各職員の予定を全職員が見れるようになっております。なの

で、ケースワーカーはどうしても訪問とかで不在にしていることが多いんですけども、不在の職員あてにお客様から連絡があったとき、そういった予定を皆が把握して今誰さんのところに行っているんだなということがわかるようになっております。当然個人情報の管理の問題があるので、こちらについてはイニシャルや受給者の方に割り振られているケース番号で、名前を書かないようなかたちでやっております。これ実はすごく良い取り組みだなというところで、全員がやりやすくなっております。これはケースワーカーだけじゃなくて係全員でやっております。

続いて、現在の人員体制について。先ほど大川の方からお話があったんですけども、昨年度の審議会の答申を受けて、ケースワーカーが1名増員となっております。定員上は増員となっております。ただ、1名、昨年度に引き続きずっと継続で病休に入っているんで、ケースワーカーの実働人数はそのまま11名というかたちになります。さらに、令和7年度はこれは国立市だけじゃないんですけども、市役所の基幹業務のシステムの標準化ということがあり、これに生活保護も含まれていたんでシステムの標準化、今まで使っていたシステムから一気に雰囲気が変わりました。あとはマイナンバーカードを使った医療扶助のオンライン資格確認。こういったものを導入したので、かなり業務的な負担が増えております。ですので、年度途中から査察指導員1名はケースワーカーを持たずに事務を主体でやるというかたちで業務をまわし、さらに査察指導員についてはケースワーカーが今までやっていた事務的な業務を係長職の方に引き上げるかたちで行いました。一方でケースワーカーですが、平均経験年数が非常に浅い職員が多くなっております。平均2.2年と書いてあるんですけども、1人とても長いケースワーカーがいるだけなので、その1人を除くと本当に1年から2年のケースワーカーが大半となっております。実際のところ、次の令和8年1月1日現在というところで書いてあるんですけども、病休職員がいることもあって平均担当世帯数はもう89世帯となっております。ただ、社会的、全国的にも働き手不足ということが言われている中で国立市も例に漏れず、全庁的に職員の欠員が1人とか2人ではなくて複数名出ておりまして、現行体制で利用者支援と業務の効率化をどうやって両立するかが全庁的な課題となっております。一方で、先ほど申し上げた医療扶助のオンライン資格確認など庶務係が主体で行っている業務負担もかなり多くなっておりまして、事務を主体で行っている相談保護係の査察指導員が業務をフォローしているかたちになっているので、かなり職員の負担は増えていて、全体的にちょっと疲弊しているかなという雰囲気はあります。来年度は最高裁判決の対応等があるので、さらにそういった業務の効率化を進めるかが大きな課題になるかなと思っております。

次の6ページ、今の係体制について。今の組織の体制を図示したものでこちらの説明は割愛させていただきます。

あと7ページ、令和7年度の取組みについて。人員体制について記載しているんですが、先ほど説明したとおりで定数としては12人、配置も12人、休職者が1人、査察指導員3人というかたちです。ただ、生活保護の状況だけでなく市全体で人がいないので、市の方で手をこまねいているわけではなく、今通年採用にも取り組んでいて、経験者であったり途中で退職された方をカムバック採用というかたちで年度途中に採用することを行い、何とか欠員を充足させるようにしております。これは市全体で取り組んでいるというかたちになっております。

続いて8ページ。昨年度の審議会答申、あとこちらでの会議の議論を受けまして、ケースワーカーの業務量や訪問がちゃんといけていないことを昨年度の審議会で申し上げたんですけども、そこで業務量を図るために、福祉部署で収受している文書をケースワーカーごと、分類ごとに統計を取りまし

た。今までも文書収受は一元化していたので数は全部わかっていたんですけど、今回ちょっと分類ごと、ケースワーカーごとに統計を取りました。この表の一番右下のケースワーカー平均736、これは1人のケースワーカーがこの4月から1月末までの処理が必要なもの、収入認定や一時扶助、そういった処理が必要な文書を何回受け取ったかということで、1人のケースワーカーが736件の何らかの申請申告書類を受け取っているというかたちになります。

次、9ページになります。こちらケースファイルが回付された回数になります。先ほどの説明は申告書類が何枚届いたかというところなんですけれども、それをケースワーカーが実際に処理をして、査察指導員、管理職のところに何回回付されているかというものです。ケースファイルは個人ごとのファイルになっており、それが回ってきた回数がこの4月から1月で11,388回。査察指導員、課長のところを回って回ってきております。これが係全体だと1か月平均で約1,100回、ケースワーカーが1か月平均103回は何かしらの処理をしてケースファイルをまわしているというかたちになります。世帯ごとの平均ですと10.1回、4月から1月の間、1世帯あたり10回くらいは何かしらでケースファイルが決裁に回っているという感じです。1世帯の方で最も回付回数が多いのかを数えたんですけど、こちらは48回の方がいらっしゃいます。それと、最大ばかりではなく、10回以下の世帯の方が638世帯、11回から20回が383世帯、21回から30回が70世帯、31回以上が10世帯いらっしゃいました。同じくケースワーカーの訪問状況です。今年はちょっと低調であったんですが、訪問件数の合計が書いてあるとおり666回です。最も多く訪問した世帯は1世帯で9回ケースワーカーが訪問に行っている状態です。なので、やはり大分多く行かなきゃいけない世帯の方もいらっしゃるかたちになります。

続いてのページをお願いします。こちらは重点目標、実施方針の話を先ほどさせていただきましたが、以下の3点を重点目標に掲げました。こちらについては様々やってはいるんですけども、②の定期訪問について今年度は難しかったかなと考えております。利用者アンケートについては資料8をつけさせていただきました。今日の審議会を受けて様々ご助言いただいたことを最終的には反映して、この後ホームページ等に公開できればと考えております。下の黒丸、利用者向けのしおりについて、こちらは令和6年度からずっと行っていたんですけども、令和7年度は先ほど申し上げたとおり業務システムの標準化や業務過多というところで進められなかったかたちになります。

続いて、令和7年度の取組みというところで、こちらは資料2になります。昨年こういうことを進めますというかたちで、生活保護費の返還が生じたとき、63条返還が生じたとき、78条徴収が生じたときに、生活保護費から天引きできる制度が法定化されております。これについて、今年度、要綱改正等が昨年で終わっていたので、初めて実際に取り組みました。まだ何でもかんでもやるというのはやはりよくないので、今年度は今3件となっております。

続いて所内研修について。資料の3と4。研修予定表が資料3になっております。特徴的なのは、資料3の真ん中、令和7年1月29日に4市合同研修というのが予定表に入っております、資料4になるんですけども、昨年度は日野市、青梅市と国立市3市でやりましたが、今年度は東大和市にも加わっていただいて4市で交流しました。勉強会、意見交換会というかたちで各職層でグループを作って意見交換の場を設けました。非常に好評で、ぜひ次年度以降も定期開催しましょうということでお誘いした自治体からご快諾いただいているので定例化できるかなと考えております。あとはケースワーカーから意見があったのでやってみたんですけども、東京都であったり厚生労働省といった上部団体と意見交換をしてみたいという意見があったので、厚生労働省の職員に打診をしまして、厚生労働省

働省の厚生労働省監査をやっている監査官の方に直接国立市役所に来ていただきました。事前に我々から聞きたいことをまとめ、勉強会や意見交換というよりかはどちらかというと我々が事前に出した質問に対して回答していただく研修になりました。資料3の裏面、こちら先ほど大川から話があったんですけども、新任職員の研修、合同研修会というかたちで我々の方で立ち上げて、子ども家庭部と健康福祉部の様々な部署を巻き込んでやっております。実際に今日は、新保委員にも来ていただいて、本年度の最終回を行ったというこういった研修にも取り組んでおります。この事務局については安定軌道に乗ったので、相談保護係から地域福祉推進係という健康福祉部の庶務担当に移しております。

続いて総括資料に戻っていただいて、くにたち困りごと相談会実行委員会との連携・後援。資料5でチラシをつけております。相談しやすい市役所とは言いながらもなかなか相談できない方もいらっしゃるの、こういった地域の団体と連携することで、市役所に繋がりやすくできればよいかなと考えています。実際に緊急性の高い相談にも対応しているので、意義があると考えております。

おめくりいただいて資料6になります。医療扶助の適正化について、総括資料の12ページです。こちらは、健康管理支援事業の法定化もあって配置された保健師と査察指導員が中心となって、長期入院患者等の医療扶助の適正化について検証を行いました。これについては資料6をご確認いただければと思います。

続いて、資料7が援助方針会議の効率化。こちら昨年度、審議会で援助方針の実行をちゃんとしたほうがよいんじゃないかという意見を頂いておりましたので、このようなかたちで実際にやってみようとしたんですけども、ちょっと課題が残っており、資料7にまとめております。

続いて資料2にまた戻るんですけども、自立支援に関する取り組みの充実として、精神科カウンセリング費用を支給できるようにいたしました。実際にケースワーカーからご案内をして、利用実績を抜粋しております。

資料8については利用者アンケートの内容になります。本日以降ご意見いただいた上で市のホームページで公開したいと考えております。

ちょっと長くなってしまったんですが、令和7年度については以上になります。

○会長 はい。ありがとうございます。

かなり分量もありますし、様々な取組みを行っていることがわかりました。ここからご質問とかご意見を頂きたいのですが、最初に私の方から、審議会資料の5ページの例の最高裁の話なんですけれど、国立市に原告はいるんですか。

○事務局 国立市にはいないです。

○会長 いらないですか。はい。それで来年度ということになるわけですね。

○事務局 そうです。

○会長 わかりました。それと、資料2の77条の2、78条の2の徴収決定なんですけれども、3件というのは78条は何人ですか。何件できたんですか。

○事務局 元は63条の方です。78条の方ではやっていないです。

○会長 やっていないというのは、本人が同意しないということですか。

○事務局 まだそこまでは進んでいない、ご案内がまだそこまでしていない。まず、強制徴収なので、78条だからこれはもうやりましょうというよりかは、どちらかというと支払いが困難な方にご案内してることが多い。市役所来たりするのが大変ですみたいな方。

○会長 そうすると、返還の便宜性という観点で対応をしているのであると。63条と78条は性格が不正受給ということで違うじゃないですか。そういうことではなくて、返還が困難な方に対して、本人の利便も含めて対応をするということなんですか。

○事務局 まずはそこから始めているということです。

○会長 わかりました。それと、資料9ページのケースファイルの回付です。ここで回付回数とあるんですが、これは決定に関わるものですか。ケース記録だけは入っていないんですか。

○事務局 ケース記録だけも入っています。訪問であったり電話であったりというものも含めてです。

○会長 そうすると、必ずしも保護決定に関わるものだけではないと、かなり混ざっている。

○事務局 混ざっています。

○会長 わかりました。今、分けたものはわからないわけですね。そうすると、これ事案によりまして、1年間で回付回数が最も多い世帯が48回という方がいろんな生活課題のある方だろうということは想定ができるんですけども、保護決定に関わるものであるならば、一時扶助であれなんであれすぐに出さなきゃいけないので、毎月であるとか場合によっては1回出した後もさらに追加で別の扶助を出すということはあると思いますよね。それとケース記録だけということだとちょっと性格が異なる要素はあるかと思います。

あと、資料10ページの①、組織体制の見直しというところです。新規配属となったケースワーカーが既存のケースワーカーと同等以上の支援ということなんですか。既存のケースワーカーと同等の支援と言うならわかるけれども、それ以上を求めた対応を組むということなんですか。

○事務局 同等です。すみません。

○会長 特に新しいケースワーカーの方に対して、今以上のものを求めるということではないということなわけですね。はい。わかりました。

もう1つ、医療扶助の話なんですけれども、頻回受診、治療材料が大きな課題であると。頻回受診は、私の理解では主治医が診ている以上いけないというのはかなり大変な話ではないかと思うんです。医師に対してあなたが無駄な治療をしていると言うわけです。それを言えるのか。これをどうするのかというのと、長期入院というのは、これは精神病院、ここで言うまでもなく精神医療の歴史があるじゃないですか。長期化されている人たちを退院させるという話なんですか。それとも、転院を繰り返している方に対して対応するのか。あともう1つ、治療材料の課題というのはどういうことかを教えていただけますか。

○事務局 私の方からお答えさせていただきます。まず1つ目の頻回受診の件。お医者様のことはごもっともだと思うんですけども、イメージとしては調査をかけるにあたって、この方の症状に対する適正な受診状況がいくつですかという聞き方をしているだけですので、お医者様からしてみれば適正はいくつかという話だけで行き過ぎかというのは確認できないと思っているのが1つです。それを受けて、お客様が実際に受診している頻度と比較をするところから、頻回受診を対象として調査しているのが1つです。

○会長 頻回受診はほとんどが整形外科ですね。

○事務局 そうです、整形外科や内科もあつたりします。

○会長 わかりました。

○事務局 2つ目、長期入院についてはとらえ方としては一例ですけども、身寄りのない方で医

療としての治療とかが基本的にはもう概ね一定の効果が得られているが、退院だったり施設入所になったときの具体的な支援者やいわゆる関係機関の連携がなかったことによって、実際に結びつかない方がずるずるいつてしまっているところを我々は課題としてとらえている。いくつかの長期入院の事例としてはそこをポイントとして挙げ、ケースワーカーが病院を訪問したときに、本来なら課題として重点を置くべきなんですけれども、数ある業務の中で、それをないがしろにしないでお客様の目線に立って、本来の地域生活移行により一層着眼点を持って取り組んでいきたいということを今年度力を入れて始めたというところになります。

治療材料の課題というところは、現時点、国立市の福祉事務所では庶務係に医療扶助の実績だったりの情報が集約されているので、ケースワーカー個々が状況を確認したいというのがなかなかできていないところなんですけれども、一例を挙げると、先ほど話した整形外科の方でコルセットが必要な方です。医療機関がお客様にもうコルセットが必要だとその場で精算しようとする。我々としては治療材料における傷病届をもらって意見書となるんですけれども、結果として事後になってしまうことが起こりえてしまうというところで、先ほどの治療材料の支給決定を、基本的には処理を行っているのが庶務係になっていますので、そこでの事後調整で病院ともめてしまうことが起きたりしているのが課題ととらえているところです。

○会長 そうすると、その治材の話は事務処理の前後の話なわけですね。医療については、例えば傷病届を出して医療券をもらわなくても行かざるをえないとか様々な前後がありますよね。他の一時扶助とちょっと違う要素があるかと思います。

あと今、長期入院の話はわかったんですけれども、そうであれば、例えば救護施設や他法の施設、障害者の施設あるいは介護施設等が続いていただければいいなという趣旨ですよね。それは保健師の話なんですか。ケースワーカーの話じゃないんですか。

○事務局 おっしゃる通りです。ただ、当市の相談保護係には兼務辞令の保健師がついていて、よくある頻回受診のチェックとかも保健師に見てもらっている中で、医学的な観点から、この人が果たして長期入院でずっといることは、症状からどうなのかというところの一意見として同席いただいております。

○事務局 医療要否意見書の嘱託医の審査があるんですけれども、これまで保健師が配属される前は嘱託医審査が終わったら、医療扶助担当の庶務係職員が起案して、どっさりしたものが査察と管理職に回っていただけだったんですが、そうすると我々やはり医療の専門家ではないので、内容の精査としてどうしても精度が低くなっている面がありました。ここを保健師が見るようになってから、かなり細かくチェックし、保健師が自発的にその意見書を見た後でレセプトの確認もすることで、この人はこういう病気なんだと、例えば介護保険の申請をしているなみたいなことも全部チェックをして、その上で、この人は医療にどれぐらいかかっているかという表を出し、どういう取組みができるかをやってくれているというかたちです。

○会長 今、医療機関は長期で引っ張らないで短期で実は早く出したい、むしろそれが福祉事務所にとって行き場がないから困ることが実態で、病院が引っ張っているのを無理にとはいいませんけどこちらがアプローチするよりも病院から出ろと言われて困ってしまうということですよ。そういう要素もあると。

○事務局 それもあるんですけれども、そうするとお客様が動かざるを得ないところであります。いわゆる優先順位をつける中で、長期入院を良しとしている医療機関は確かに事実としてある中で、

じゃあどう動くかというところに、一番最初に申し上げた関係者や親族がいない。だから退院後の支援について、ケースワーカーが主体になってしまふところの優先順位をさらに一段階上げてみないかという取り組みを始めたのが今回でございます。

○会長 わかりましたありがとうございます。それでは、他の委員の方お願いいたします。

○木下委員 2、3あるので1つずつ伺えたらと思うんですけども、1つは合同研修をされたということで、なんかすごいよかったというお話がありましたが、どの辺がよかったかとか、それがどういうふうに業務の改善に繋がっているのか、もう少しちょっとお話いただけたらと思いました。

○事務局 趣旨としては、ケースワーカーも査察指導員も何か困ったときに、あれって他のところだったらどうやっているんだろうということを聞ける関係性を作っておいたほうがよいと思い、私が面識のある管理職の方に声をかけて主催し、4市に広げています。各職層でグループ作ったので、細かくどんな話をしたかは言わないようにしました。結局それを言ってしまうと、言いにくいことが出てきてしまう。ケースワーカーのグループで何を話していたのか私が聞いてしまうと、結局は言いづらくなる。それが例えば、うちの上司のこういうところが困っているんだみたいな話も当然して欲しかったので、それはしないということでこういう話をしたというのは当日発表もしなかった。あくまでもケースワーカー同士、査察指導員同士、管理職同士で話して、それぞれの職層でどんな話をしたかは言わずに、楽しかったねというイメージで。細かく例えば事務のやり方とかですぐ使えそうな話はもちろん共有しました。他市はこういうふうにもう進んでいるみたいな、この後あるんですけどDXの話とかは、他市の状況がわかったりというのがあったのでそういうのはすごい良かったです。

○木下委員 なるほどわかりました。ありがとうございます。あと同じように厚労省の監査の方という話だったと思うんですけども、こちらはそんな厳しい話も聞いたことなかったんで。だからどうだったのかなと思ったんですけど、普通の監査と違ってどう違うのかということ。

○事務局 期待をしていたところではなかったんですけども、やはり国の立場の方からのご意見を聞くことが機会としては、基本的には我々にはないところだったので、そういった意味で考え方については参考になった、勉強になったんですが、やはり国を背負ってこの回答はできないというスタンスを最初に示されて、あくまで担当者の一意見としてこう思うくらいでした。これは決して何か国の意思としての表明ではないという前提だったので、結構、一般論どまりなところとかもあったので、そこについては少し踏み込んでお話を伺いたかったと思ったのが実情ではあるものの、その前段として一般論としてそう考えているというその後ろの根っこにある基本的な考え方に触れるよい機会だったと思います。それこそ制度立法趣旨や国がどう考え、そういうのがあるからそういうかたちになっているというところを実際の現場で働いている方の声が聞けたのはかなり参考に、勉強になったと思います。

○事務局 少なくとも私が配属になってから国立市が厚労省監査に当たったことがない。多分20年近く当たってないということもあって、どのように国が監査するのかわからなかった、そういうこともあり聞いてみたかったということです。

○会長 よろしいですか。厚労省のどこですか、監査室。

○事務局 監査室です。

○会長 わかりました。

○木下委員 もう1点だけ。援助方針会議がうまく回数を重ねることができなかったというお話があったと思うんですけども、ケースワーカーの方は多分様々なケースの方がいるので、この援助の仕

方が画一的じゃなくて対応に困ることがあって、やはり援助方針会議とかが重要になってくると思うんですけど、これがうまくいっていないときに、どのようにフォローされているのかがちょっと気になったんです。例えば、スーパーバイザーの方が入っている、多分そうだと思うんですけども、何かそれ以外にアドホックに臨時的にケースワーカー同士が集まる機会があったりとか職員同士、ケースワーカー同士で相談とか話し合いができる雰囲気があるのかをちょっとお伺いしたいなと。

○事務局 私の方からお答えさせていただきます。今のご質問に関してはそういった雰囲気と仕組みはあります。以前からあるんですけれども、まず1つ目はケースワーカー会を月に1度やっております。そのきっかけが、まず先ほどの総括資料にもありました新規で入られた職員が他のベテランのケースワーカーと同じような水準にどうにかしていきっていくことができないかと思ったときに、個々の世帯で経験を積むのではなく、ベテランのケースワーカーから情報を引き出せる機会がないかと思ったところがケースワーカー会の立上げのきっかけになっております。その話し合いの中では、各月の定例に沿った、例えば年金が一括で入金されるのが6月なので、定例処理しましょうといった情報共有もそこでやっているのが1つです。また、2つ目に先ほどもありましたとおり、査察指導員で共有だったり指導というのはもちろんあると思いますが、今の福祉事務所の雰囲気が各ケースワーカー間で情報共有できるような小さい自治体規模というところも1つのメリットになっているんですけれども、そういうことがあると認識しております。

○木下委員 わかりました。それができているということであれば、孤立していないというのが多分ケースワーカーの仕事で大事なことだと思いました。ありがとうございます。

○会長 はい。他の委員の方はいかがですか。

○芝崎委員 先ほど長期入院の話が出ています。私の関心事ですけれども、まず、長期入院が続いている方を地域移行しようというのはとても良いことだと思っていて、ぜひ続けていただけたらいいなと思っています。やはり生活保護行政と精神科病院の入院の仕組みというのは、ある意味で相性が良く、これはもう僕の体験事例としては10年以上前の話なので、具体的な自治体名は伏せますけれども、その時期は東京都の23区内のある福祉事務所はどうも身寄りがない孤独な生活保護受給者のケースを管理する手間を省くためなのではないかと弁護士側は疑っているんですけれども、ちょっと具合が悪いみたいなことがあると、あるクリニックの受診を勧め、そこの医師がこれは入院が必要だねというと、区長が同意をして、精神科病院に医療保護入院をかけると。そうすると、ケースワーカーとしては訪問調査の必要がかなり減るから手間が減るし、病院側としては診療報酬が生活保護から入ってくるのである意味ウィンウィンで、身寄りがないからご本人以外には誰も異議を申し立てる方もいないから、長期入院になってしまうケースがある。僕もそういう人を1人退院させたということはありますけれども、やはりちょっとそういうふうになりがちですね。僕の認識が正しいかどうかちょっとわかりませんが、この間、ある精神科の院長にちょっとお会いしたときに、やはりあそこの病院はかなり短期退院を意識してやっているんだけれども、短期退院で精神科病院を成り立たせるには、診療報酬基準の関係でかなり精神科救急の受け入れとか外来患者の受け入れとか、あと入院する患者をとにかく途絶えさせない。退院はさせるけれども、入院する人もどんどん受け入れていくことをやって、現場がかなり意識して回していかないと病院がつぶれてしまうみたいな話があって、その時にその先生はその言葉を選んでいらっしゃいましたけれども、うちの病院は在庫がないからそういう経営をしなきゃいけない。要は、一般の精神科以外の診療科とは違って、長期入院にしてある程度の診療報酬が定期的に入ってくる在庫を抱えておくことで病院経営を安定させることは精神科病院の世界で

はそういう仕組みになってしまっているところがあるので、なかなか病院側も出したがらないところがあるようなんですよね。そうすると、やはり生活保護利用者は閉じ込められて、長期入院になると予後がすごく悪くてどんどん社会に戻れなくなってしまうので、どこかで早めに退院をさせるというのは誰かが決めないといけない。そういう意味では、ケースワーカーの方とかが問題意識を持って取り組んでいただくというのものもあるし、それを今、東京三弁護士会も東京三弁護士会の多摩支部も弁護士として退院支援をきちんとやろうと思っていて。ちょっと担い手が少なくても話だけでも、意識的にやろうとしています。そういう支援ができるかなと。多摩地域は特に精神科病院がものすごく多く、利用者数もめちゃくちゃ多い。とにかく弁護士が入っていく、弁護士でなくても支援者が入っていくことをしないとある意味治外法権みたいになっているところがある。結構恐ろしいことだと思っています。この取組みを続けていただきたいなと思います。

それはちょっと感想で、あとは業務の関係でいろいろ先ほど課長から令和7年度の審議会で取り組むといったことができていないというお話があったと思うんですけども、僕はなんか優先順位が間違っなければそれでいいんじゃないかなと思っていて、やはり人数の面もあるけれども、先ほど伺った構成員の経験年数の件でも結構経験の浅い方だと慣れちゃえば簡単な業務も一個一個難しいみたいなのがあるので、とにかく良い意味での現状維持ができていくということが大事なのかなと思うんですね。ただ、現状維持でいいんだとなってしまうと、それはそれで変化しないということは大体劣化のリスクを伴う気もするから、なかなか難しいんですけども、ただやれなかったことが悪いということよりも、やれていないことが不可欠な業務でやれていないのか。いや、やれたらいいよねがやれていないのか。さらに言えば、不要な業務をやっているからやれていないんだよねなのか。みたいなの割りがきちんとできていれば、それはひとまずよくやってるいるよねという合格点でもいいんじゃないかなと思うんです。とにかく不適正事務のことが冒頭にあったので、やはり根幹の絶対そこをミスしてはいけないよねをミスするのが最悪だと思うので、そこをまずはミスしない。研修や会議みたいなのは手段に過ぎないので、もしそれができてないからだめだったと落ち込む必要はないのかなと。そこは少ない人数でやりとりしなきゃいけない現状を踏まえ、今いるメンバーでできることは何だろうという視点が大事かなと思いました。以上です。

○会長 他にはいかがですか。はい。お願いいたします。

○池田委員 すごくたくさん資料を作るだけでも大変だと思ったんですけども、今拝見させていただいて、何かさらっと書いてあるんです。さらっと書かれ過ぎてて、ちょっと問題の温度感というのが見えなくなってしまっていないかなというところがちょっと気になりました。いくつかあるのでいきたいと思うんですけど、課題感というのが麻痺してしまう、大変だけど他も大変だからこんなこともしなきゃみたいなにならないような発信というのはしていただいているんじゃないかなと。それでもできないときはできないとなると思うんですけど。でも、課題、問題だと感じている、改善が必要だということは発信していただきたいなと感じました。

それから、やはり私も長期入院なんですけれども、私もつい先日後見人として長期入院の退院支援をしました。きっかけが、もともとは生活保護を受給していなくて、どうしてもご家族が亡くなったタイミングで保険金の請求が必要になったというタイミングで、市長申立の依頼が入って、受け手がないということで私が受けたんですけど、結果的には3年ぐらい入院していて、自宅退院、当初受任時は施設退院で、保険金の請求と施設を探してくださいみたいなケースだったんですけども、ご本人が強く自宅に帰りたいということをおっしゃっていたので。それもあって、支援者がすごくたく

さんのチームに恵まれていて、権利擁護のセンターだったり病院のソーシャルワーカーもすごく協力してくださって無事に自宅退院できたんですが、退院した後に生活保護を受給していて、通院の移送費の請求にしてもなんかもうほぼ本人がわからないし体が動かないのでできない。同居のご家族にも精神疾患があってというケースで、私ももう全然書類がどこにどうやって流れてどういうルートで流れるのかもよくわからない状態になっていて、その中で、関わってくださっているケースワーカーさんには本当に感謝しかないなというところなんです。検討テーマの2つ目のところを見て、常態化せずに地域移行と書かれていて、方針としてはすごく大切なことだなと思うんですけど、ケースワーカーさんだけで抱えずにいかないと絶対無理だなと思っていて。実際、退院した後、また再入院になりそう、もう自宅に帰ってきてからもサービスの拒否があるので、通院しても医療保護になる場合にはまた後見人に連絡がいきますからねと言われていて、それを何とか阻止すべくチームで連携しているので。権利擁護の研修の中で権利の話だったりとか多分後見のことも研修されていたかなとは思いますが、1回聞いただけではわからないことがすごく多いと思うので、繰り返し研修のテーマとして取り上げられていただけるといいかなと思いました。

あと援助方針会議のところですけど、私がすごく強くというか前回の審議会で提案したことで、いろいろ負担をかけていたら申し訳ないなと思ったところなんですけど、提案というかこうしていただきたいと思ったことは、木下委員がおっしゃったように、援助方針がわからない状態でケースワーカーさんがすごく困ったり人によって違うことを言われるということで、困難だったりトラブルを管理するということが目的として、ここでやはりすり合わせることも大事なのかなと思っての提案だったので、個別対応があると聞いて安心しましたが、日々の会議じゃない雑談とかになってしまうと、何となくニュアンスとしては受け取っていたんだけど、記録として残っていなかったりとかってことができて、振り返りをしたときに結局何だったんだっけみたいなことがあるかなと思うので、無理に援助方針会議ということよりは、しっかりと絞れるような指針が記録されていることも、重視していただけたらと思います。はい。はい。そうです。

○会長 はい。ありがとうございます。よろしいですか。

○新保委員 ご報告いただきありがとうございます。全体的にお話を伺っていて、要するに、この審議会の答申を受けながら本当に誠実に協力しながら、やってこられたんだなと思った報告でした。個人的にはちょっと感想になるんですが、統括資料1の8ページ、9ページの審議会の答申を受けてのところなんですけど、訪問数や文書収受数をこういうふうに数字として見えるようにしているのを私はあまり見たことがなくて、想像するに大変多くの事務量があるんだなということがわかりました。こういった統計を取ることがどの程度のご負担なのか、これを取るためにすごい負担しているとなるとちょっと本末転倒だと思うのですが、少しこうした状況なども拝見しながら、何か工夫したことで減るとか増えるとかそういうこともあるんだろうなと思いながら拝見しました。あとですね、国立市の特徴としてなんですが、利用者アンケートをされている。こういう取り組みはほとんどありません。私たちのような相談支援に関心を持っている者は声を聞きたいと思うんですけども、やはり生活保護を受けている利用者さんの声をある程度、偏りなくお聞きするということはとてもできないことなんですね。これは福祉事務所としてちゃんとしてやっていただいているからこそそれだけの声が集まっているんだと思います。本当にこういう取り組みというのはないので、分析をしていただいているんですけども、この声をから何を汲み取っていくのか、そういうことを考えたりとか、それから、それをまた次の業務につなげていくということをやっているといいんだろうなと。これを福祉

事務所の皆様にやってくださいということではなくって、これ公表されるんですよ。ですので、こうした声というものをいいかたちで活用することを考えていただきたいと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。まだあるかと思いますがこの後の報告を受けて、場合によったら戻って少し議論したいと思います。

次第6【国立市による次年度の取り組みについて】

○会長 では次に、次年度の取り組みについて事務局からお願いいたします。はい。

○事務局 それでは、お手元にあります総括資料13ページになります。令和8年度取り組みたいことということで、今般の最高裁判決への対応とがまず1つ始まります。

次に、エアコン代の支給ということで、東京都の補助事業でエアコン購入費用、設置費用を東京都が補助しますと、今、補正予算で出しているのも、それが通り次第、国立市でもやる予定でいます。

先ほど申し上げた近隣市との意見交換については、定例化してやっていきたいと考えています。管理職レベルでは会場や運営を持ち回りにしたい方がよいとの話が出ているので、8年度はまた違うところがやるかたちになるんじゃないかと考えています。

続いて、事務の効率化の取り組みということで、次のスライドでまた別の職員からも説明させていただきますが、業務DXについてやっていく予定です。どうしてもやはり欠員が生じる、今、病休者が多いので、仮に12人充足しても途中で体調不良ということが想定されないことではないので、そういうことでも対応できるように、利用者支援の質が下がらない仕組みを作っていかなきゃいけないと考えてます。

あと、先ほど芝崎先生からいろいろお言葉を頂いたんですけども、やり残したものがあるので、これについては8年度にできればよいかなと考えております。

○事務局 14ページについては、私の方からご説明させていただきます。令和8年度の取り組みとしてDXを進めます。主には紙資料の電子化、そして電子決裁の導入があります。もう1つが訪問用タブレット及び訪問用のシステムの導入。最後に、預貯金の調査をオンラインで行うといったこの3点を取り上げさせていただいております。それぞれは、すでに財政の方に話をしております、来年度予算をつける方向で具体的に話が進んでいる状況にはなっております。

まず電子決裁等に関しましては、今までの紙ですべて行っていた決裁、また、保護変更の処理、システム上でこれまでもしておりますけれども、このシステム上で完結する電子決裁を導入する予定です。またお客様のからいただいた資料、当然紙でありますけれども、その紙も電子データ化してシステムで参照する、すべてシステム内で完了できる環境を目指しております。今までの紙でプリントアウトし、紙の膨大な資料を都度手渡しで決裁をとっていくといった作業が積み重なれば、先ほどお示した数字のとおり、かなり膨大な件数を行うと、それだけでもかなりの作業ですので、それがすべて電子データ上で行えることで、かなりの業務量、作業量が削減されることが見込めると考えております。

続きまして、訪問用のタブレットの導入です。民間住宅で生活されている方であれば、定期訪問が基本的にはあるところですが、お客様の自宅へ伺い、いろいろと生活状況を聞いていく中ではやはりそういった情報を手元に置きながら聞いていくといったことが必要になってくるんですが、現状、事前にシステム上の内容を各々ケースワーカーによりましてメモを残したりして、実際にその場で聞いてメモをとっていく。事務所に戻ってきて記録を作成するといった作業をしております。

す。そういった作業について、タブレットを購入して、そのタブレットにおいて生活保護のシステムに入っているデータを参照しながら、訪問時の聞き取りを行えるようにもできる。また、タブレット上で記録の作成をして、事務所に戻ってきた後、システムに落とし込んで、そのまま記録として残すこともできるようにはなります。また、タブレットで撮った写真も、電子決裁等が導入されることによって電子データとして保管することもできますので、いわゆる挙証資料をお客様にコピーをとって持ってきてくださいといったご足労をかけることもなくなり、写真データで何かしら参考資料としながら決裁を行うことが期待できるという状況になります。

最後、オンラインの調査です。これは民間の企業等でこういったもののサービスを行っているところがございます、それを今回利用させていただく予定であります。いわゆる新規で生活保護を開始された方々に関しては、預金の調査ということが生活保護で求められておりますが、そういったものが現状は紙で調査文の発送、それから回答ということとしており、平均で1か月以上はかかっているといった状況の中、オンラインの調査なら基本的には1日か2日ほどで回答いただけるといったことを伺っております。すでに国立市役所では別の部署がこのサービスを導入しているところもあって、その部署からの情報を参考にしながら、同様のことを生活保護業務でも行っていきたいと考えているところになります。いずれも令和8年度中に導入して、サービスの利用開始までの予定であります。

○会長 はい。ありがとうございます。いろいろなアイデアで行うんだなということを思いました。幾つか私の方から先にお伺いしたいと思います。エアコンの件なんですけれども、これは今現在生活保護では開始時あるいは転居時にエアコンがない場合に支給できると。大きな問題になっているのが壊れている場合どうするんだということで、今回東京都の補助金で壊れた場合にも対応ができるという趣旨だと思うんですが、対象者の把握はできているんですか。

○事務局 今、会長がおっしゃったその壊れた人とあとエアコン代が支給できるようになる改正前から受けた方も含めると100世帯くらいはいるかもしれないと考えています。一般的に民間のアパートだとだいたい大家さんがつけていることも多いので、公営住宅に住まれている以前から保護を受けた方がまずは対象になる。あとは民間でも大家さんが変えてくれないとか付いてなかった、壊れた方も対象になるので、都営住宅だけだと100もないんですけど、そういったところも含めて100世帯ぐらいにはなるかなと思います。

○会長 いや100は多いですね。この話というのは、住民にとってもいい話だし、ケースワーカーにとっても支給できるからいい話です。けれども、逆に言うと、エアコンがなかった、あるいは壊れたままで熱中症になったら行政の責任だということが明確にされるわけですね。もう自治体によってはすでに対象者調査をやっているんですよ、具体的に。かなり大きいところでもそんなに多くはなかったというのもあるので、これは要綱とか支給方向は今後にしても、対象者は早く押さえておくというのが1つあるかと思います。

あと、これはこれからになると思うんですが、訪問のタブレットの話です。ご説明のとおりで、そうなんだろうと思うんですが、スマホでなくて平気なんですか。というのは、多分ご検討されたと思うんですが、これもいくつかの自治体で聞いてみたら、タブレットだと使いにくいと。先行自治体を多分調査されたと思うんですけども、スマホでないと電話をするときに、自分の電話を使う、スマホを使わなきゃいけないと。多くの場合、普段ラインとメールだから電話料がかかりすぎる、個人だと。どうですか、皆さん、特に若い人の場合は電話使わないみたいな。むしろその写真なり何なりの話もあるんですけども、そこをどう整理するか。タブレットが悪いとは私は思っていない。

あと、国立市は平気だと思うんですけども、写真の話で、すでに余計なものを撮ってしまった、わざと容姿を撮るような、他市で生じたみたいなの、けしからん話は論外にしてみても、写真を撮ること自体の本人の問題が出るので、これはこれで誤解を受けないことも含めた別の倫理教育をしっかりとやらないと、トラブルの元になりかねない面はあるのかもしれないと感じました。

あと、来年度ということで私が感じたところなんですけれども、7ページにちょっと戻っていただきたいんですが、気になったのがケースワーカーは1人足りないけれども査察が1人増えているからという話があったと思うんです。それで、これも他県のところで、やはり同じ議論なんですけれども、ケースワーカーが大変だから査察がケースワーカーの仕事をしていて、これが不祥事の原因になっている。ケースワーカーと査察指導員は社会福祉法で明確に業務が分かれていますし、混ぜてはいけない話になっていますから、これをどうするか。ケースワーカーが増えればもちろんいいですけども、そうでないときに。査察が減ったら困るという点がありますけど、ここは合わせてどうこうというよりも、ケースワーカーの定員が何人、係長の定員が何人を明確にしないと、これはよくないんじゃないかと思います。

あと8ページですが、これから業務分析について、これを利用して進めると思うんですけども、ちょっと教えて欲しいんですが、収入のところで無収入申告が入っていますよね。見積もりというのは何ですか。相見積もりなんですか。

○事務局 転居時とか家具什器購入のときに、見積もりを取って処理をしています。

○会長 見積もりを取って処理をしていると。請求書でストレートでやってないわけですね。

○事務局 国立市のそもそもの契約事務には金額によって何円以上であれば何社見積もりというのがあるのでそれを準用させていただいて、基本3者見積もりで。

○会長 生活保護では見積もりをとることは要件になっていませんよね。

○事務局 そうです。

○会長 そうですよ。ということでそれはそれで検討していただければいいんですけど、この使い方として、こんなに業務量が多いという外に発信する場合と内部で精査するときに、一緒になってしまうと大変すぎる話になるじゃないですか。内部でやるときは無収入申告というのは、事実上収入がありませんで済むじゃないですか。収入申告があれば決定しなきゃいけないじゃないですか。全然重さが違いますよね。先ほどの見積もりの話についても、相見積を取るの悪いことだとは思わないけれど、場合によったら2度手間、3度手間ですよ。これ自体が時間もかかりますよね。ということを経営の事務処理と、外向けにこんなに仕事があるんですよということをきっちり整理しないと、かえって溺れてしまう感じがあるかなという印象は持ちました。

では他の委員の方からお願いいたします。

○芝崎委員 まず、DXについて感想めいたことや後押しする意味で申し上げますけれども、とてもいいんじゃないかなと思いました。やはりうちの事務所もそうなんですけれども、あんまり世代の話をするつもりはないんですが、世代が上になればなるほどかもしれないけど、結構紙が好き、僕も紙は好きなんですけど、紙って全然安全じゃないからセキュリティ上はデジタル化したほうが。なんかクラウドに乗せるのは危険だけど紙持ち歩くの安全みたいなことをうちの所長とかも言うんですけども、ちょっとおかしいんじゃないのかなと思うっているですね。そういう面ではとってもいいんじゃないかなと思うし、あと出先で記録がつけられるとかえってネットワークの負担が減るから、それはとてもいいなと思いました。ただ、ちょっとあえて、なんでもデジタルにすれば効率的なのかと

いうとそうでもない面もあるので、それは使う人の声を拾っていただいて、ニーズベースでここはアナログでここはデジタルでとしていただきたいと思います。これもうちの業界の話なので他はよく知りませんが、司法試験はこれからパソコンで受けることになるらしいんですけど、最初パソコン導入するからと問題文を答案用紙も六法が全部1画面に収めるみたいなことをやったらそんなにうまくいくわけない。だっていろいろなところを見たいわけだから、実際すごい苦情がでて、結局、六法は紙で配付、問題用紙も紙で配付になり、下書きも紙で配付になり、それはそれはそれでいいんじゃないかなと思うんですけど。要は、何でもかんでもできるのが本当にいいのかみたいなこともあるし、今、市役所がAIを導入することは早いと思いますけど、AIもかえってかえって手間が増える面も自分が業務で使っていてあるなと思うので。そこはうまく、デジタルになったから予算が削られるということがあっては良くないなと思うのであえてこう申し上げます。デジタルを進めて残すところは残したほうがいいなと思います。あと、さっき流してしまったのですが、せっかくお越しいただいているのでお答えしたほうがいいかなと思ったのが統括資料3ページの委員に対して聞きたいというところで。まずは、グーグルカレンダーの活用はとても良いじゃないかなと思います。僕も使ってますので。苦勞するところで、僕の知見の範囲でお答えできるところで、前のケースワーカーさんがやってくれたというところは、あくまで僕の実務経験で、僕もありますよ、他の弁護士はこうやってくれたとか。例えば、刑事事件では前の弁護士はここまでやってくれたとか。民事でもですね、他の先生はこれやってくれると言ってくれているとか言われるんです。その対処方法もただ1つで、僕はやりませんと。そうなんだと日和った瞬間負けだと思うので、そこら辺本当に線引きの問題で、僕はここまでが必要だと思っています。ここから先はあくまでプラスアルファのサービスで、もちろん前はやった、やったことが本当かどうかは実はわかんないですけど、ただそんな論争してもしょうがないのでやったとしても、それはそのケースワーカーが好意でやったわけで私はやりませんでないと多分、極端な話、前の審議会でも話題に出ましたけど死体遺棄まで手伝わされましたみたいな話もそういう線引きの問題だと思います。あとできれば現メンバーの間では全部を統一することはもちろんケースワーカーのケースは個性の部分もあると思うので、なんかお前が余計なことやるからこっちも言われたみたいなものは良くないと思うので、個性の範囲は許すとしても、みんなでのここが線だよねということはどこかで共有できたほうがいいこともありますね。たしか3人で弁護のチームを組んである人の弁護をやったときに、最初方針を統一していなかったんで1人がこうやっちゃうと、次にこっちはやらないではあつちはやってくれたとかになって結構かき乱された経験が。障害を持っている方で自閉傾向があったのでかなり苦勞したんですけども、途中から3人でここまではやろうとか決めていないことは持って帰ってきて、みんなで作るか聞いてから決めようと、統一方針を作った方が多分うまくいくと思います。あるときはやってあるときはやらないが一番利用者を混乱させると思う。そのまちまちな対応をやめたほうがいいかなというのが個人的な感想ですね。

あと、関係機関とか他部署との関わりもあって、これはもうやるべきでないと思うならうちはやりませんだと思っただけですね。ケースワーカーがかやってくれないとか言われても、やらないと言って全部課長にチクったらいいと。こういうときのための上司だと思うから、上席が乗り込んでそんなもんやらないって話だと思っただけですよ。これも情報共有しといた方がいいと思うんですよ。あつちの部署がこんなことを持ち込んできたんだけどみんなやっているかみたいな話で、いや本当はうちじゃないと思うんだよねという話だったらうちじゃないんだよねで共有して、課長どうですかとなって課長もうちじゃないよねと言ったら、乗り込んでいってうちじゃないで止めてくださいと。それを多分こ

のときはやるけどこのときはやらないとかやり始めると、あいつらやってくれる人とやってくれない人がいるみたいになってぎくしゃくし始めると。そこはやはり線を引いたほうがいいのか。不動産屋とか家主も本当にもう全く同じ話で、ちゃんと指導しろと言われてたってうちは別に指導するところじゃないですって話で、それは本当に不当要求で。自分で家を貸しているんですよね、自分で対処してくださいと思いますので。最終的には市の上の人たちが理解してくれないとは思っちゃいますけど、そういう不当要求、何か市民の方からこんな苦情が来ても改善の余地があるとか思っちゃいけないと思うんですよ。やっぱり業務として毅然と対応しないとあんまりいいことにはならない。別に毅然とというのは別にその場で言い返す必要はなくて、別にヘラヘラしながらでもそれはやっていないですって言って言っただけでいいと思う。それはキャラクターによると思うんだけど。そんな感じのやはり線引きがとにかく大事なかなと思います。お役に立つかわかりませんが一応ここをお答えしておかないと参加している意味がないと思ったので。以上です。

○会長 はい。他の委員。

○木下委員 今のスキームでちょっと気になるのは、やはり利用者の状況によってどこまでするのか、個別性というのが多分あると思うので、その辺はちょっと加味は必要な場合もあるかなとは思っています。そことあと、家主さんとかも基本連携することもあると思うので、あんまりけんか腰にならないほうがいいかなとちょっと思ったりはするんですけど。でも、どこかで個人の裁量にしまって、AさんはやったけどBさんはやらないみたいな、それはAさんがそう決めたからという話になってしまうと、非常にその人の攻撃が始まったりすると思うので、なんかそういうことが起きそうなときとか起こった場合にはやっぱり1回組織で、福祉事務所で確認していただくのが大事なかなと思います。やりすぎていたということであれば、ちゃんとこれはちょっとやり過ぎたので、今後とできないですという話をすると。それも先ほどお話したと思うんですけど、相手次第のところ、利用者の状況によってやるやらないというのもあると思うので、その辺はよく相談していただいて、できる限り組織的な判断としてやったというところをきっちりとしていただけたほうがいいかなとは思っています。

○会長 はい。この話は、利用者からの問題と、もう1つは関係機関が保護を受けているのだからそっちでやれとかうちはやらないとかと言ってくる、その話だと思っただけですね。関係機関との話は、それこそ組織で査察や課長が対応してくれないとだめなわけじゃないですか。ひどい場合は保護を受けているのだからそっちでやれと、みんな投げてくるわけですよ。そんなのにはつき合っている必要はないので。ただ、今、木下委員がおっしゃるように、保護者からの要望はもう千差万別、内容次第。ですからこれは個別で対応せざるを得ない。駄目なものは駄目で断ればいいですけど、まあしょうがないかなみたいなのはあると。やはりそこはちょっと違うかなと思いました。よくわかりました。

はい。他にはいかがですか。

○木下委員 先ほどタブレットの話や電子決裁の話とかがあって、私も今、学部長をやっていて、ほとんど電子決裁になっているので、前の学部長から比べたら楽になったと言われていてよかったなと思うんです。たまにサインしないといけないときはめっちゃめっちゃ面倒くさいなと思うんですけども。だから、それはやはり時代だし、文明の利器は有効に活用して、業務の負担軽減に使っていただきたいなと思うんですけども、ただやはり電子の場合は記録とかバックアップがしっかりしていないと本当に危ないとは思っているので、そういったバックアップとかセキュリティとかはしっかりしていただきたいなとは思いました。電子の話でいうと、よくシステムが変わると使えないという話があっ

て、私も昔学生のとくに使っていた一太郎とか集計表とか全然使えないし、いまだに昔やったものがフロッピーディスクに入っているものもあるんですけど、フロッピーディスクもなくなったらどうするかとか。保存の仕方とか間違えると使えなくなってしまうので、よくアップデートしたほうがいいという話があると思うんですけど、それはそれでやり始めると面倒くさいので。その辺の考慮はしておいていただきたいなと思います。これ、1回やってしまうとずっとそのパターンでいくことが多いんじゃないですかシステムって。そこを何か利便性を持たせるようなかたちを考慮していただけたらなと思います。以上です。

○会長 はい。他には。

○芝崎委員 木下委員のを受けて、誤解があるといけないので。僕も個別化の必要だと思います。

要は、区別できる理由があるんですか、だと思います。その人が言ってくるからやるとかじゃなくて言ってくる必要があるのでやるとAというケースとBというケースは違う事案だってなると言うんです。理由がないのに、AはやったけどBはやらないだとちょっとまずいかなと思うんです。もちろん、利用者の状況に寄り添ってのは僕も大賛成ですけど、その点に関しては結構素質というか技量というか才能みたいな問題も結構あって、やると言っちゃったんだけど本当はやりたくないとか、こんなんで俺のの仕事なんだみたいなものを嫌々やるみたいな、本当はやるべきじゃないのに、というあまり自分が納得できていないのにやるのは本当にメンタルを削られていく。今でも人が足りないのに、貴重な戦力を削ることに繋がってしまうので、その辺はよく現有メンバーの構成を見ていただいて、このメンバーとかこの人だったらどこまでできるかとかを意識しながら線引きを決めないといみんなはやれるけどこの人はやれないとかでついていけないとしんどいと思うので、その辺のケアを申し添えます。

○会長 はい。ありがとうございます。いかがですか。

○池田委員 私も東京都の申請関係とかがかなりLogフォームを使って簡素化されて楽になった。最初、印鑑を押さないというのを本当に印鑑を押さないで受理してくれるのだろうか不安になるぐらいだったんですけど、もう5年ぐらいたって、大分印鑑押さないで申請しても大丈夫という安心感を得ているので。何か市で対応するレベルの限界もあるから、もうちょっと上の行政の方でも取り組んでくださるといいなと思いました。

3ページのケースワーカーさんの声で、チームでケアをしようとしたときに大体ケースワーカーさんが障害の計画相談だったりケアマネさんだったり後見人に全部流れ込んでくるみたいな構図があって、そこですごく良いチームがあったりすると、そこで社会化する。チームでできることもあるんですけども、あえてクリアしないで課題を社会化して、全体で問題を見える化して、これ誰もやる人がいないんですって。そうなったときにどういうふうにしますということを地域のレベルで考えて、しっかり実践していくというのが国立市の中ではいいなと思いました。本当に、人と人だと思うので大変なこともあって。かといって利用者さんが利益を受けることも、ケースワーカーさん、援助職が頑張ればいいのかというそれはないと思うんで。今はすごく相談保護係の中で良いチームができているんだと資料を見て感じられたので、協力していただけたらなと思います。あと、国立市で居住支援法人の設置の取組みも、準備を進めていくという話を権利擁護審議会の方で話も出ていたので、そういうところで、この大家さんのことであつたりとか、連携して対応できていくといいなと思いました。

○会長 はい。大丈夫ですか。はい。

○新保委員 はい。3ページの連携のところなんですけど、これやはりもう今いろんな領域で連携がなかなかうまくいかない。みんな各部署でずっとここがやるべきだと言って、なかなかまとまっていけないところなんですけど、ご報告いただいた全庁的な取組みにされたという今日の研修に参加させていただいたんです。グループになってやるんですが、もういろんな課の方が1つのテーブルに座って、本当に熱心に和やかにお話をされている姿を見て、こういうかたちで相互理解をしながら、この国立市民をどうしようかなということが考えられるようになると変わっていくんじゃないかなと思って、今日の参加されている方たちの真摯な姿勢を見て私は感銘を受けました。また会議とか研修とか増えていくというのは、また負担も増えるところなんですけど、ただこの研修もともどこちらでやっていたものを全庁に広げるとか、そういうふうにごくされていて、いろんな方と出会う研修やプログラムも企画されていると思いますので、そういう場でご理解を深めていくことが必要なのかなと思います。

○会長 ありがとうございます。今、いろいろな質問や意見が出たわけですけど、事務局の方でどうですか、コメントありますか。

○事務局 先ほどの訪問のスマホの件なんですけど、結果的に個人の携帯を使っているんですけど、携帯電話は係で一応購入はしていて今年の機種変更のタイミングでスマートフォンに変わる予定です。ただ、この訪問用タブレットは、国立市が結構セキュリティについて厳格で、ネットワークにつなげてはいけないというのがあって、今回のタブレットもインターネットには一切つながりません。なので、出先でインターネットに繋がらない状態で持って行って、記録とかして戻ってきたらインターネットに繋がっていない国立市だけのネットワークに入れる感じになります。そういう意味で非常に使い勝手が悪い。先ほど池田委員からもお話のあったL o g oフォームもやりたくて今ちょっと立ちどまっているんですけど、仮に導入してもL o g oフォームで申告があった書類を生活保護システムに流すには、違うネットワークになっているので外部用のネットワークと内部だけのネットワークでスムーズにできないということがあって、そこは市のそもそものシステムの考え方がそうなっています。今回の導入にあたって、そこを何とか通せるようにうちの業務だけでもそのネットワークを通せるようにという話は出たんですけどやはり無理となってしまったんです。

○会長 ちょっと今のお話で、ケース記録って電子媒体になっていますよね。誰もがみれるんですか。

○事務局 I Dを付与している職員だけなので……

○会長 誰もがというのはケースワーカーならば、同僚のケース記録も全部みれるわけでありですよね。それは庁内だけで。

○事務局 そうです。自席だけで。

○会長 例えば、会議室でケースカンファレンスをやるときに、みんなパソコン持ってきて、その事案についてのケース記録をみんなが見ながら議論するということではできないと。わかりました。

では、今、課長からのお話があったわけですけども、令和7年度の振り返り、あるいは8年度の今後についての感想や意見とか、かなりご発言されたと思いますけれども改めてございましたら。

木下委員からお願いいたします。

○木下委員 はい。先ほどもお話がありましたけれども、こういったかたちで資料をまとめられている。また、様々な取組みをされていること自体が私自身は素晴らしいことだと思っております。審議会自体も全国的にはほとんどないような取組みですし、そういう意味では本当に貴重な機会だと思います。

いますし、このためにこういった資料を作られていること自体も非常に大変ご負担なことだとは思っています。こういったかたちで外にちゃんと実施方針を見せる、うちの事務所の運営方針とかをホームページで出すのはなにか不思議な感じがあるんですけども、利用者の方へのアンケートも含めて本当に今までの福祉事務所とは全然違う取組みをされているなと思います。これはすべて、やはり生存権の保障とか利用者の方、また、働いているケースワーカーの方がうまく仕事できるかたちを進める中の一環としてされていると思います。そういう意味では非常に素晴らしいことだと思いますので、ぜひ今後とも続けていっていただきたいなと思います。こうやって資料を作ることは大変なんですけれども、先ほどデータの話もありましたけど、仕事が見えるようになってきていると思いますし、仕事が見えるようになってくると、改善するべきところがまだ見えてくると思います。ある意味良くなっていくしかないと思いますので、ぜひ今後とも引き続きやっていただきたいなと思います。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。芝崎委員お願いいたします。

○芝崎委員 もう何年かわからないですけど、この審議会ずっと出させていただいて、僕はあまり大したこと言わないんですけど、他の委員の方々のご意見は勉強になるなと思いながら僕自身の仕事の参考にしています。今、木下委員がおっしゃっていたとおり、やったことを報告されている順番のとおりなんだけど、でも人間は怠惰だから報告するためにやるみたいなのところもあって、報告の場があるのは結構大事なことで、しかもそれが公開されているというのが結構素敵なことであって、公開できることをちゃんとやるということはやはり適正な事務運営に繋がっているところもあるかなと。それはここで報告できていることが素晴らしいし、他の分野でもコストはかかりますけども、きちんと報告を、どこに見られても恥ずかしくないことをやっていくのは結構大事だなと思いました。あとは先ほど言ったことに尽きるんですけども、研修の話で最近好きな人もいるかもしれないしそうでない人もいるかもしれないオープンダイアログが結構流行っていて、対話の基本みたいところで支援者と被支援者みたいな構造で僕は結構好きで現場の人たち元気になるんじゃないかなと思っていて。精神科医の森川水明さんは池袋で貧困の支援を元々やっていらしてそれから医者になって、そういう意味でも貧困様子を窺う組み合わせもいいかなと思うので。来週には弁護士会の研修があるんですけど、結構来てくれる方なのでやってみたらどうかというご提案です。

○会長 ありがとうございます。新保委員お願いいたします。

○新保委員 ありがとうございます。統括資料15ページに、不適正な事務処理の記憶を風化させないということが入っています。この審議会としてちゃんと議論すること、発信することを考えたところで、この間、課長は機会が多いと思いますけれども、全国レベルの研修会、社会福祉推進事業の調査のところで、どういう研修づくりが必要かとか体制づくりが必要かというところで、国立市の経験された過去を踏まえて、どんなふうになっているのか、経験されたからこそわかる。具体的なあり方みたいなのところをかなり書いてくださっていて、それが関係者、利用者の方に届いているかなと思っています。やはり経験されたことは本当に大変なことでとても辛いことだと思うんですが、そこを乗り越えていく先に、みんなを助けていくというんですかね、みんな同じようにひどかったり大変だったりする中で、それをどうしたらいいのかを発信いただいているということは国立市だけなので、全国の生活保護担当職員に勇気と希望を伝えているという側面があると思います。すごく労力の多いことだとは思いますが、そういう発信を含めて取り組んでいただければと思います。以上です。ありがとうございます。

○会長 はい。池田委員お願いします。

○池田委員 すみません。アンケートのところを少し触れられるかなと思ったんですけど、全データが結構載っているのがちょっと変なふうに取りられないかなという心配はあったんですけど、前文のところであえて全部載せているんだみたいなことが書かれているので、それをもって回答してくれた人が批判されたりとかということがないようにやっていかないとかなと感じました。総括資料の一番最後、新保委員がおっしゃってくださったように風化させないというのを応援するための審議会だと思うので、そこは安心して取り組んでいただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

私の方からいろいろ申し上げたんですけども、保護利用者に対する支援は、私はできることはできるだけやったほうがいいと思っているんですね。できることはできるだけやったほうがいい。保護決定であるとか事務処理であるとか給付についてはやったほうがいいけれども、やらないで済むことはやらないでいいと思っているんです。そこはまさに生活保護手帳をどのくらい読み切るか、それぞれ自治体の判断があると思いますけど、例えば先ほどの相見積の話もそうですし、あるいは3ページにあるように多額の累積金が判明したときにどうするかというのは、いや使ったほうがいいといえいいことであって、それ以上ではない。開始時に預貯金があったらどうするかとか収入があったらどうするかとかと根本的に違う話じゃないですか。ということを整理しておかないとケースワーカーが苦しくなってしまう。これからおそらく被保護世帯は減らないですよ。今53%が65歳以上じゃないですか。それで、この人たちにいわゆる経済的自立の可能性は少ないわけですよ。平均寿命が延びている一方で、65歳にどんどん入ってきます。さらにもう少し経ったら就職氷河期が入ってきて、あの人たちは厚生年金に入っていないし、基礎年金であってもせいぜい申請免除か納付猶予じゃないですか。その人たちが入ってくるわけだから、そういう意味では高齢の保護世帯は減る可能性が少ない。人口は減ったとしても。であれば、ケースワーカーが元気に支援するためにどのくらい個別の利用者へ対する一所懸命にやることとやらないでいいことを判断する。これをケースワーカーが勝手に判断してもめちゃくちゃになってしまいますから、組織的にこうやっていくと良いのではないかなということを感じた次第です。

では今、委員の方からそれぞれ意見が出たんですけど、事務局は大変だと思うのですが、今日の話をつータルに事務局の方で整理して、意見としてまとめていただくということでよろしいですか。事務局がちょっと大変だと思いますが、お願いいたします。

では最後に、今後のスケジュールについてお願いいたします。

○事務局 はい。本日はお忙しいところ、お時間いただきまして誠にありがとうございました。

今後、本日のご意見をまとめたものを3月中までに1度委員の皆様にお示しできればと考えております。その際にお気づきの点などございましたら、それに対するレスポンスとしてご意見いただけると幸いです。以上でございます。よろしくお願いします。

○会長 どうもありがとうございます。これをもちまして本日の議題はすべて終了としたいと思います。この後、今、事務局からありましたようにまとめたものが来たり意見等が出てくると思いますが、それはその都度ということで。

どうもありがとうございました。